

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和6年6月19日（水）
午前10時01分～午後1時20分
場 所： 第二委員会室

出席委員 （6人）	委 員 長	本 間 としえ	副委員長	岩 崎 みなこ
	委 員	中 島 律 子	委 員	大くま 真 一
	委 員	あらたに 隆見	委 員	松田 だいすけ
	議 長	三 階 道 雄		

出席説明員	くらしと文化部長	古 谷 真 美	文化・生涯学習推進課長	垣 内 敬 太
	スポーツ振興課長	小 泉 瑞 穂		
	子ども青少年部長	鈴 木 恭 智	子ども・若者政策課長	廣 瀬 友 美
	幼児教育・保育担当課長	西 達 也	児童青少年課長	石 山 正 弘
	教育部参事	山 本 勝 敏	教育振興課長	城 所 学
	教育指導課長事務取扱			
公 民 館 長	伊 藤 麻衣子			

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第 5 9 号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	所管事務調査 子ども・若者への支援について	継続調査
3	行政視察について	了承
4	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	(仮称) 多摩市多文化共生推進基本方針の策定について	文化・生涯学習推進課
2	多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者の選定について	文化・生涯学習推進課 社会教育・文化財担当
3	旧南豊ヶ丘小学校跡地の契約期間の延長について	スポーツ振興課
4	公共施設におけるキャッシュレス決済導入について	スポーツ振興課
5	多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園指定管理者の選定について	スポーツ振興課 公園緑地課
6	子ども・若者向けサイト「子ども・若者の主張」の開設について	子ども・若者政策課
7	令和 6 年度第 1 回多摩市子ども・子育て会議の概要について (1) 保育所等待機児童一連報告について (2) 学童クラブの令和 6 年 4 月入所の待機児童状況について	子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当 児童青少年課
8	学童クラブの臨時待機児童対策の状況について	児童青少年課
9	令和 6 年度放課後子ども教室の試行実施について	児童青少年課
10	児童館の今後のあり方基本方針について	児童青少年課
11	第二次多摩市教育振興プランの更新について	教育振興課
12	日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」について	公民館
13	令和 7 年度使用多摩市立中学校教科用図書の採択について	教育指導課

14	行政視察について	—
----	----------	---

午前10時01分開会

○本間委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第59号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するものである。

主な改正点は、家庭的保育事業等を運営する施設について、満3歳以上満4歳未満の児童及び満4歳以上の児童に対する職員の配置基準を改善するものである。よろしくご審議をお願いする。

なお、詳細については、西課長から説明をいたさせる。

○西幼児教育・保育担当課長 多摩市における家庭的保育事業等について、満3歳以上満4歳未満の園児、これまで、おおむね20人に1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人に1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児、これまでおおむね30人に1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改めるといった内容となる。

○本間委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 家庭的保育事業ということだが、多摩市で言うところのゼロ歳から2歳になっているかなと思うが、この配置基準の見直しの影響を受ける方はいらっしゃるのかどうか、確認したい。

○西幼児教育・保育担当課長 多摩市においては、今おっしゃったとおりゼロ歳から2歳まで対応しているので、影響はない。

○あらたに委員 くだらないことだが、なぜ漢数字に変わったのか。それも変わるの1人と2人だけだ。その根拠は何かあったのか、聞かせていただけるか。

○鈴木子ども青少年部長 私も今、あらたに委員から質疑があった部分を起案が上がっていたので確認した。

庁内の整理の中で、「いち」と読む場合にはアラビア数

字を使い、「ひと」とか「ふた」と読む場合には漢数字を使うということで、法務のほうで徹底しているということで、今回の改正に合わせて体裁を整えるという趣旨である。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより、第59号議案 多摩市家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○本間委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

次に日程第2、所管事務調査 子ども・若者への支援についてを議題とする。

本件は、継続案件である。本委員会では、令和5年10月から令和6年1月にかけて、子ども・若者支援の先進的な取り組みを行う他自治体への視察や子育て支援を行う市内施設、団体との意見交換を行い、子ども・若者の支援の効果や課題などの実際を学んできた。

これらの活動で得た知見や成果を振り返り、整理した結果、まずは市の現状や今後の方針等を確認する必要があると考え、令和6年4月に担当所管課にご協力いただき、勉強会を行って学びを深めた。

勉強会の後、具体的な提案に向け、今後さらに掘り下げて調査したい課題を協議したところ、子ども・若者への相談体制、特に行政とのつながりが切れやすい高校進学時や就職時への支援、社会的自立のできる生徒の育成という観点からの不登校対策の2点が挙げられた。

ここまでこのように進めてきたが、今後も勉強会で整理した2点の課題を中心に、先進市の視察を行うなど調査研究を進め、子ども・若者への支援について協議を行っていくことでご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告することが、議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容につい

ては、委員長に一任いただきたいと思います、これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思う。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第3、行政視察についてを議題とする。

本件について、本委員会の所管事務事項に資するため、委員会として先進市の視察を行いたいと思う。別紙の委員派遣承認要求書（案）のとおり、視察の内容については、日時は8月2日午後2時から、場所は、東京都調布市立滝坂小学校、目的は、予算決算特別委員会の子ども教育分科会において、「放課後子ども教室事業」の令和5年度決算事業評価を行うに当たり、放課後子ども教室を実施している先進市を視察し、議論の参考とするためである。

経費は約3,000円となる。

以上の内容で委員の派遣について議長に申し出たい。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出ることと決定した。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

ここで協議会に切り替える。

午前10時10分休憩

（協 議 会）

○本間委員長 それでは、1番、（仮称）多摩市多文化共生推進基本方針の策定について、市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 では、協議会案件の1である。

（仮称）多摩市多文化共生推進基本方針の策定について、所管の文化・生涯学習推進課長から、ご説明を申し

上げる。

○垣内文化・生涯学習推進課長 協議会の資料のほうをご覧ください。

多摩市多文化共生推進基本方針の策定についてご報告させていただきます。1つ目、背景と目的だが、市内在住の外国人人口については、現在増加傾向にある。今後、日本人人口の減少が見込まれる一方で、市内の外国人人口の割合は増加していくことが想定される。

このことを踏まえて、多摩市が将来にわたって活気あるまちを維持していくためには、日本人市民と外国人市民が相互に理解し、共存共栄を図っていく多文化共生の実現を目指す必要があると考えている。

その実現のため、市民のニーズあるいは課題を把握をして、課題解決に向けて、市が注力すべき具体的な施策の方向性を明らかにし、全庁を挙げて効果的に展開していくため、この方針を策定したいと考えている。方針策定に関する体制スケジュールについてご説明させていただきます。

まず、策定体制である。外国人市民が対象としている市民サービスについては、現在多くの部署で提供されている。多文化共生社会の実現に向けては、全庁で取り組みを推進していく必要がある。方針策定に当たっても、全庁横断的に関係部署と調整・協力するため、次の委員から構成される策定委員会を設置したところである。また、策定を進めるに当たって、専門性を備えた学識者にアドバイザーとして関与していただく。そのほか、多摩市国際交流センターとの意見交換、また、市民アンケート、ワークショップを通じて、市民の声も取り入れているところである。

策定委員会のメンバーは、ご覧のとおりである。アドバイザーについては、明治大学の山脇教授をお迎えしている。主な経歴はそこに記載したとおりである。

2ページ目をご覧ください。策定までのスケジュールである。4月に、庁内の策定委員会を設置して、5月には、今回アドバイザーに関わっていただく山脇教授から、管理職向けの多文化共生研修を実施している。6月、先般だが、策定委員会の第1回目を開催している。7月には、山脇教授による講演会、この際は外国人市民とか、地域で多文化共生のまちづくりを担っているような市民の方をお招きしてパネルディスカッションなども行う予定である。9月にはアンケートを実施して、11月には方針の素案を取りまとめて、12月にパブリックコメント、3月には方針を決定して、子ども教育常任委員会

のほうにもご報告したいと考えている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○あらたに委員 この基本方針の策定は十分わかるが、今のご説明だけではこの基本方針ができた後、具体的にどんな施策をしていくのか、市がどんなことをやっていくのかということはちょっと見えないかなと思ったが、今、想定している施策なんかはどんなことを考えられているか。

○垣内文化・生涯学習推進課長 これから具体施策はこの基本方針の中で整理していくところであるが、現在想定している大きな柱としては、まず、コミュニケーション支援といったところで、現在も日本語教室を実施しているところではあるが、やさしい日本語という、外国人にとってもわかりやすい端的であり冗長ではない表現というか、シンプルな表現を使っていて、やさしい日本語というものの普及を力を入れていきたいと思っている。

現在、庁内の職員向け研修は実施しているが、これを市民の方にもぜひ展開していきたいといったところは、まず考えているところである。それがコミュニケーション支援といったところである。

もう一つは、皆さんの意識を醸成していく、要は外国人の皆さんと一緒にこれから一緒に暮らしていく、あるいは、いろいろなところに参画していただくといったところ、そういった機運をやはりつくっていく必要があるだろうと考えている。そうした部分について、具体的な施策としてどうしていくかというところはこれからなのだが、これから外国人の方がどうしても割合としてはふえていく部分では、いかにそのパワーをこの市の力に、担い手にしていただけるかといったところを市民の皆さんにも考えていただく必要があるだろうと。そういった意識醸成の取り組みといったところが重要であると考えている。

○岩崎委員 予算のところでもお聞きしたところが具体化してくるのかと思っている。期待するところなのだが、この委員会は市民公募がない状態で学識者と庁内という感じになったところの考え方と、アンケートだが、どういう方にとるのかということで、やはり困っている人は大人もそうであるが、子どもも若者もそうなのかなと思っている。家族丸ごとという考え方もあるかなと思うが、どういう形でとっていくおつもりなのかということと、日本人と海外の方と両方とるというのは大事なことかなと思うが、アンケートの内容的なものを分けるのかということと、今度7月に講演会をされるが、どのような趣

旨で、どのような感じでやられるのか、わかっていれば教えてほしい。

○垣内文化・生涯学習推進課長 策定委員会の趣旨だが、市民の声をどういう形で取り入れるかというのが一つポイントかなと思う。

この多文化共生に関しては、かなり要は外国人というところの声も聞いていくという中で、策定委員会に市民の方、どういった方を入れていくのかということの中では、なかなか難しい部分もあって、基本、この策定委員会については、庁内でやはり市が注力すべき部分を関係所管で議論しつつ、市民参画としては多摩市国際交流センター（T I C）、その多文化共生の施策の中核を担うT I Cとの意見交換、そして、市民アンケート、それからワークショップといったところで市民の声は多様に取り入れていくと。

なかなか委員会というのはどうしても公募委員で入っていただくにしても、お一人、お二人といったような少ない人数でのご参画になるところで、なかなか難しいかというところもあったので、委員会のほうは庁内メンバーで固めつつも、市民の声はワークショップ、市民アンケート、T I Cとの意見交換の中でしっかりこれを取り入れていくというスタイルに今回はさせていただいた。

それから、2点目の市民アンケートの部分だが、日本人と在住外国人双方にアンケートを実施する。共通項目も考えている。意識として例えば多文化共生が大事だと思うかという同じような質問をしたときに、ずれがない方とかそういったところを図っていくことが大事ではないかというところを学識者の方からも、現在助言をいただいているところである。

細かい項目のところはまだ検討し切れていない部分もあるが、双方共通項目もあればそれぞれに特出しする項目もあればといったところを考えている。子ども・若者といったところ、特に区別して実施する予定は今のところは考えていない。在住外国人については、基本的に全ての外国人は3,000ちょっといらっしゃるが、皆さんに基本アンケートを送付したいと思っているので、もう全世界帯、在住している全ての方にアンケートは送ることを考えている。

次に、講演会のお話だったか。この市民向け講演会というところであるので、そもそも多文化共生って何というような少し取っつきやすいテーマから、学識者の方からお話をいただこうと思っている。

また市の現状、私もそうなのだが、最近外国人の方と

擦れ違うことが多くなってきたかなと思うが、データとして見ると、結構やはり外国人住民の方がうなぎ登りでこの多摩市内だけではなくて、国全体だと思うが、そうした中で日本人の方が少なくなっていくという事実があるので、そういったデータを示しながら、現状を把握していただくといったところも考えている。

また、後半のパネルディスカッションでは、現在市民の方でも、多文化共生に向けて取り組んでいらっしゃる方がいらっしゃるし、また、在住外国人の悩みや課題みたいなのところも、生の声をパネルディスカッションで拾い上げながら、市民の方の多文化共生に関する理解をいろいろな角度から深めていただきたいなと思っているところである。

○岩崎委員 そのようなことが少しずつ進んでいくのがいいかなと思っている。外国の方のお困り事であったり、そういうのが浮き彫りになってきて、それに対して対処されていくのかと思うが、いろいろな国の方、あるいはいろいろな考え方も外国人とくくりに言ってもいろいろあるのかと思うが、私たちもウエルカムだという姿勢の中で、それで子どもたちも一緒になって共に育つのだという考え方も共有しながら、ぜひアンケートなど、よろしく願います。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは2番、多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者の選定について、市側の説明を求める。

○垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、協議会資料2をお開き願う。多摩市立市民活動・交流センター、多摩ふるさと資料館の指定管理者の選定ということで、ご説明させていただく。

この2つの施設については、現在、指定管理期間が令和7年3月までとなっている。こちら、第1期といったところで、旧北貝取小学校がリニューアルして、オープンして最初の指定管理期間が進んでいて、来年3月までというような状況である。

そうしたことから、次の指定管理者を選定する時期に差し加かっていて、その選定のための委員会というものを設置した。学識経験者と公募市民で構成するものである。現在の状況と予定についてご報告させていただく。

2つ目の指定管理者更新の考え方の部分であるが、現

在、この対象施設については、他施設でも運営実績のある指定管理者さんが運営していて、適切な維持管理が行われているし、また、ノウハウを活用しながらいろいろな生涯学習の事業等が行われている。また、利用者とともに運営協議会、懇談会の実施を通して、指定管理者が利用団体との信頼関係も築いて、一定の評価をいただいているかと思っている。

このイベントの企画や実施、あるいはカフェの実施事業なんかも、今後利用者及び利用団体の増加が図れるといったところもあるし、修繕等も指定管理者が直接、実施するなどコスト削減も図られていると思っている。今後やはり民間事業者のノウハウを活用した管理運営が望ましいと考えているし、市民サービスの向上にもつながると思うので、引き続き、指定管理者制度を導入するといったところを昨年度庁内決定したところである。

この方針に沿って、次期指定管理については、今後5年間といったところで、令和7年から令和12年までといったところを想定している。現在の状況だが、6月10日月曜日、第1回の選定委員会を開催して、先日、募集要項も配布している。今後の予定であるが、指定管理者候補者からの申請書の受付を7月中旬にして、7月下旬から9月上旬に主立った指定管理者の事業者のプレゼンテーション等を踏まえて審査をする。9月中旬、下旬には、候補者を選定する結果を通知する。

このタイミングで、常任委員会のほうにも経過報告をできればなと考えている。10月には個人情報の関係の協議や仮協定を締結して、12月、この議会において、指定の議決をいただきたいと考えている。それを踏まえて、翌年、本協定の締結と、4月1日から次期指定管理者による業務開始というような予定で考えている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、3番、旧南豊ヶ丘小学校跡地の契約期間の延長について、市側の説明を求める。

○小泉スポーツ振興課長 旧南豊ヶ丘小学校跡地の契約期間の延長についてご報告をさせていただく。

現在、旧南豊ヶ丘小学校跡地については、暫定活用として一般社団法人東京グリーンスポーツリンクへ、土地の賃貸借及び旧校舎の使用貸借契約を行って、民間のスポーツ施設として、人工芝グラウンドの貸し出しなどでご活用をいただいている状況である。

現契約については、令和7年3月31日で満期を迎えるので、次のとおり契約を延長することとし、必要な準備を進めているため、現在の状況等をご報告させていただくものである。

現契約の概要であるが、多摩市豊ヶ丘六丁目の旧南豊ヶ丘小学校跡地、2万7,924平米の土地について、敷地内の建物、旧校舎やプール等の施設について賃貸借、使用賃貸借を行っている。貸付料については、10年間で6,000万円とした契約を現在締結しているところである。

契約延長の理由であるが、南豊ヶ丘フィールドについては、高い稼働率で運営をされていて、市民のスポーツと健康づくりの場としての成果と市民ニーズがあるような状況である。

跡地の今後の活用の方針、方向性の決定までの間、市民、利用者への影響を最小限とするため、延長を行うものとなっている。契約延長協議の状況であるが、市内競技団体のご意見も確認しながら、延長期間1年6か月程度で協議中の状況で、貸付料等については、現契約と同条件を予定して協議をさせていただいている。今後、協議が整い次第、仮契約を締結させていただく予定である。

今後のスケジュールだが、今月、諸条件等の協議を行っていて、来月7月に仮契約を締結、9月の議会のほうで契約延長に関する議決をいただきたいと考えている。

この議決についてだが、地方自治法第96条第1項第6号に基づいて、適正価格より低廉な価格での貸付契約であることから、議会の議決を得て現契約も締結をしているものなので、延長に当たっても、同条件を予定しているというところから、9月議会で延長する議案を提出する予定となっている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 ありがとう。この延長するときも、同じ金額にせざるを得ない、しなければいけない理由というのがあるのかお聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 現契約のほうで10年間で6,000万円ということで、1年当たり600万円ということで契約をさせていただいている。今回の契約延長に当たっては、契約期間の延長を行わせていただくということで、その他の諸条件等については、一切変更等は現時点で予定はしていないので、金額についても他条件が変わらないことから、原則的には同条件で延長していきたいと、そのように考えているところである。

○岩崎委員 いろいろお世話にもなっていることもあるのかなと思うが、実際、低価格とおっしゃるが、普通の

価格に比べたらどのくらいの割合で低価格になっているのかということと、また、次回延長後はある程度金額も見直さなければいけないとお考えなのか、お聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 通常の価格というご質問であるが、通常の賃借料を算定する場合には不動産鑑定などを実施しないと、適正な価格というのは算出することが困難であるので、ここで今幾らだということの詳細な数字のご説明というところは難しいが、周辺の路線価などの価格の状況なども考慮をすると、600万円よりかは相当高い金額になるというところが当然想定をされているという状況である。

あと、今後の価格については、この契約延長が終了した後のここの活用の方針については、関係者のご意見なども伺いながら、庁内で様々な方法を検討させていただいているところである。また、その方針が決まらないとどのような価格設定が適正なのかというのは、算出がなかなか難しいと思っているので、まずはこの場所をどのように有効活用できるのかという方針をしっかりと定めた上で、価格についても適正に算出していきたいと考えている。

○岩崎委員 ありがとう。あそこは人工芝をお使いになっていらっしゃるの、以前、東公園のテニスコート、今、大分人工芝になって対策を講じているが、いろいろお金はかかるかもわからないが、いろいろな意味で広いところで思い切り子どもたちも遊べる、サッカーができるというのはうれしいことだと思うが、一方で、環境的なものも考えながらお貸しするということも今後必要になってくるかと思うので、その辺のところをご検討いただきたいと思うが、お聞きしたい。

○小泉スポーツ振興課長 環境への配慮ということである。先ほど委員からもご意見あったとおり、多摩東公園など市の直営の人工芝施設については、マイクロプラスチックの流出防止のための取り組みを率先して実施をさせていただいている状況である。

こちらの南豊ヶ丘フィールドについても、民間運営とは言いつつも、多摩市の公共用地を使って運営させていただいている人工芝施設ということになるので、当然、市に準じた環境対策というのは必要になってくると考えているので、今後の契約更新とか、また今後の活用の中でも、しっかりと環境対応というのを運営者に働きかけて実施していただきたいと考えている。

○あらたに委員 次の内容はあと2年間で決めなければいけないという話だが、今引き受けてくださっていると

ころがその後も引き受けてくださるならばいいが、ここで、これ以上続けていくのが厳しいみたいな話になってきたときに、引き受け手がない場合、また直営で市がここを何かしら活用するということを、この2年間の間に並行して考えていかなければいけないのかどうか、そこら辺はどういう腹づもりでいるのかお聞きしたい。

○小泉スポーツ振興課長 今後の方針については、現在検討中という状況なので、詳細の説明は現時点では難しいが、今後の活用については民間事業者、現事業者も含めて、様々な事業者のご意見もヒアリングなどさせていただきながら、検討をさせていただいている状況である。そういった中では、民間事業者さんのほうからは活用というところは一定のご提案はいただけるのかと思っている。

ただ、市としても諸条件が確定できている状況ではないので、その活用方針や諸条件を決めた上で、引き続き民間による運営というのを想定しながら、検討のほうを進めていきたいと思っている。

○あらたに委員 前は10年間という期間だったが、この2年を経た後、また、そのくらいの規模での契約内容を想定しているのか、この2年とか3年とか小刻みに考えているのか、そこら辺の考え方だけお聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 今後の活用するに当たっての契約の期間ということであるが、今のこの人工芝施設としての使用を前提として考えた場合には、やはり一定の当初のインシャルコスト、整備費用などの改修期間なども考えると、10年以上の契約期間が必要だろうと考えている。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、4番、公共施設におけるキャッシュレス決済導入について市側の説明を求める。

○小泉スポーツ振興課長 それでは、公共施設におけるキャッシュレス決済導入についてご報告をさせていただく。

令和5年7月から総合体育館などのスポーツ施設においては既にキャッシュレス決済を導入している状況である。今後、市民の利便性のさらなる向上のため、次の各公共施設の使用料等の支払いについてもキャッシュレスの導入を行うとともに、オンラインで支払っていただいた場合には、利用承認書を電子発行するというような対

応をしていきたいと思っている。なお、現金についても引き続き取扱いをさせていただく。

対象施設については、こちらの資料の表にある各施設となっている。各施設での窓口でのキャッシュレスが可能な施設については、丸の記号をつけさせていただいている。この各施設の中で、TAMA女性センターについては関戸公民館と同一窓口、それから、消費生活センターと古民家、旧多摩聖蹟記念館については永山公民館と同一窓口ということで、各公民館の窓口でキャッシュレス決済をさせていただくものである。各公共施設でのキャッシュレス決済の開始については、本年の10月1日からとなる。

3番、キャッシュレス決済の方法としては、窓口とオンラインの2種類を予定をしている。窓口については、今までどおりインターネットで仮予約をとっていただいた後に、施設の窓口にお越しをいただいて、そちらで現金ではなくキャッシュレスでお支払いをしていただいた上で、紙の承認書を発行し、施設をご利用いただくという形になる。

次のページに行って、オンラインのキャッシュレスであるが、オンラインキャッシュレスについては、やはりインターネットから仮予約をとっていただいて、そのままインターネット上でクレジットカードによる決済を行っていただくというもので、施設に足を運ぶことなく、手続を完了していただいた後は、当日施設をご利用いただくというような形になる。

4番、この施設の利用承認書のデジタル化による利便性の向上ということで、単にキャッシュレスを導入するだけではなく、先ほども申し上げたとおり、施設の利用の承認書、こちらについて電子上で発行をして、窓口に来ることなく手続を完結させるものになる。対応する決済であるが、クレジットカード、電子マネー、それからQRコードなどの各種支払いに対応するという形で、オンラインの支払いについてはクレジットカードのみという形になる。

最後、導入の経過と今後のスケジュールということであるが、昨年7月にスポーツ施設については、先行して導入をさせていただいている。来月から、ホームページなどで、キャッシュレス決済導入について、市民向けの周知を開始をさせていただき、9月にたま広報に掲載、10月1日から開始をする予定でいる。なお、総合福祉センターの窓口のキャッシュレスについては、3月からということで予定をさせていただいている状況である。

○本間委員長 市側の説明が終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、5番、多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園指定管理者の選定について、市側の説明を求める。

○小泉スポーツ振興課長 こちら資料のほうは生活環境常任委員会のフォルダーの協議会資料10の資料をご確認いただきたい。

多摩市立総合体育館、それから多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園の指定管理者の選定について、ご報告をさせていただく。今、申し上げた各施設については指定管理期間が令和7年3月末で終了するが、引き続き指定管理者制度を導入し、施設の運営を行っていただくため、指定管理者の選定に関する今後の予定等を報告させていただくものである。

対象施設については総合体育館、それから野球場・球技場・庭球場・キャンプ練習場といった屋外スポーツ施設、それから武道館・陸上競技場を含む多摩東公園となっている。指定管理者制度更新の考え方であるが、現在各対象施設については、指定管理者制度による運営が適切に行われており、ノウハウ等を活用した各種事業等も実施をいただいているところである。

健康づくりやスポーツ振興、にぎわいある公園の管理運営などが行われており、引き続き民間事業者のノウハウを活用した管理運営を行うことで、市民サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度の導入を行っていくものになる。

更新後の指定管理期間だが、5年間ということで令和7年度から11年度までを予定をしている。

これまでの経過としては、5月20日に第1回の選定委員会を開催、6月3日から募集要項の公表をさせていただいているところである。

今後の予定としては、7月中旬に申請書の受付締切り、下旬から8月上旬にかけて、書類審査、プレゼン審査等を行い、9月の初旬に、事業者の選定の結果通知を出した上で、9月議会のほうにもご報告をさせていただきたいと考えている。11月には仮協定を締結をした上で、12月の議会のほうに指定の議決をお願いさせていただきたいと考えている。その後、本協定を締結の上、令和7年4月より、次期指定管理者による運営等を開始させていただく予定となっている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、子ども・若者向けサイト「子ども・若者の主張」の開設について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 こちらは、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例、この条例の基本理念の一つに、子ども・若者の意見表明、まちづくり参画の機会の保障というものが掲げられている。

その条例に基づいて、このたび、子ども・若者の意見表明、まちづくり参画に向けた環境を充実させ、1人でも多くの子ども・若者が意見表明及びまちづくり参画することを目的に、若者向けのサイトを開設した。イメージとして、ホームページの画像を張りつけているが、このサイト、公式ホームページ内に開設をさせていただいた。

先月の5月21日にオープンして、中身とすると、おおむね30代まで、39歳までの方を対象に、中学生までのお子さん向けのページ、それから高校生以上の方のページと分けて、サイトに掲載するコンテンツにあるが、イベント情報、それから市政への提言、それから高校生以上のほうにはパブリックコメント、それと子どもたちからの相談に関するページ、それから、条例についての説明を加えるようなページ、その5つにそれぞれ飛ぶように作成をしている。細かいところはぜひホームページ内を見ていただけたらと思うが、公式ホームページのトップページから入り口が2つあって、ホームページのトップページで画像が動いているところに1つ、それから子育て応援サイトのところに1つ、そこから入り口に入らせていただいているところをつくっている。

まだつくったところなので、これから周知をということなのだが、お手元に配らせていただいた、本のしおり型のカードをつくった。ホームページのほうは条例の副読本に登場する、たまペン、たましのびというところで、学生さんが考えてくれたキャラクターなんかを使っているが、しおりのほうはあえて目立ち過ぎず、お手元で長く使っていただきたいようなデザインでつくらせていただいた。

現在、調整中だが、市内の書店やお店とかというところにもしおりを置かせていただいて、子ども・若者の手に届くように進めていきたいと考えている。

参考までだが、まだ、しおりは公共施設にしか置いて

ないところだが、ホームページの閲覧数、現在までで663件ということで、思ったよりも見ていただいているかという印象を持っている。この663件については、市のインターネット回線でのアクセス数は含んでいないので、市民の方が閲覧していただいた件数かと思う。この件数を維持して、またふやしていけるように、活用していただけるように取り組んでまいりたいと考えている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○あらたに委員 イベント情報というのはどの範疇まで、例えば市が関わっているイベントのみが掲載されるのか、市内中で行われているものが、ある団体がやっているようなものなども掲載されるのか、ここら辺はどういう定義になっているのか。

○廣瀬子ども・若者政策課長 そういった細かい基準もまだ設けてはいないところだが、スタートした時点では、市が行う主催する事業を中心に、また市が後援しているような事業ものせているという状況になっている。今後については、子どもが多く参加するもの、どんなもののせられるかということもぜひ検討していきたいと思う。

○中島委員 こちらのしおりだが、書店やお店に設置の予定ということなのだが、子どもたち、皆さんタブレットを持っているので、タブレットのQRコードとこのようなしおりとともに、1人ずつに向けたという計画はないのか。

○廣瀬子ども・若者政策課長 子どもたちについては、教育委員会にご協力をいただいて、このサイトの周知をしていきたいと考えている。また、いただいたように、そういったQRを積極的に配布できるような方法もちょっと考えていきたいと思う。ありがとう。

○岩崎委員 先ほどのサイトの中で、子どもの市に何か言ってほしいという提案してみたいというところがあるが、これは1人の人が提案したのをほかの人が見られる感じになって、双方向になって、だったら私もこういうふうにしたほうがいいのか言えるような状況なのか。

○廣瀬子ども・若者政策課長 現時点では、大人のパブリックコメントと同じような形で、また、相談については守秘義務を持って相談を受けたいので、オープンにはしない方向で考えている。

○岩崎委員 もちろん相談は、本当に守秘義務を守っていただかないかと思ったが、ご自分がみんなに聞いてもらいたいという判断をして、もし一緒に考えてもらってもいいよというような感じの提案だったりしたら、1人だけが言っているのか、もっとみんなが言っているのか

というのが何となく共有されていくとよりいいのかとちょっと感じたが、今後考えていただけたらと思う。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、7番、令和6年度第1回多摩市子ども・子育て会議の概要について、市側の説明を求める。

○廣瀬子ども・若者政策課長 それでは、4月24日に開催した子ども・子育て会議の概要についてご報告をさせていただきます。

4月の第1回の会議では、報告案件10件ということで報告をさせていただいた。1つが現在、策定作業中だが、次期子ども計画の基礎資料としてまとめているニーズ調査の中間報告といったところ、それから、この後、報告させていただくが、保育所等の待機児童の報告、それから学童クラブの待機児童の報告、そして、4番目として、放課後子ども教室の実績、それから、現在5月にスタートしたが、こども誰でも通園制度の試行実施について、それから、たまこどもフェスということで名称を決定させていただいたが、8月25日、グリナード永山を中心に開催するたまこどもフェスについて、それと当初予算で認めていただいた子ども食堂の補助金の拡充変更について、それから、子ども家庭支援センターの相談状況について、それと子育てひろばの利用状況について、そして最後、ヤングケアラーのアンケート結果についてということで、4月の開催についてはご報告をさせていただいた。

続けて、この中の報告事項2、3について、それぞれ担当課長から説明を加えさせていただく。

○西幼児教育・保育担当課長 私のほうからは資料の3ページ、4ページ、5ページ、認可保育所等の待機児童状況についてご説明をさせていただく。ご覧いただきたい。

まず、3ページは令和6年度4月入所待機児童状況。4ページ目は昨年度、令和5年度の状況になっている。比較してご説明をさせていただく。

まず、3ページ、令和6年度4月入所の待機児童状況、令和6年4月1日現在の数値である。新規申請者数が0歳から5歳まで合わせて524名。そのうち新規の入所者数が425名いらっしまった。差し引くと待機児童数として旧定義で99名となる。新定義に向けて待機児童数に含まない児童ということで、認証保育所、定期利用保育、企業

主導型、幼稚園、私的理由、求職活動を停止しているものだと思うが、この数字を引いていくと、新定義ということで、待機児童数が7となっている。

一番下のところ、一方市全域で見たときの空き状況であるが、これは166、家庭的保育施設を含めると167となっている。

4 ページ目の令和5年度の状況と比較すると、昨年度は新規の申請者数が564名いらっしまった。比較すると今年度、令和6年度は40名減ったという計算になる。新規の入所者数も昨年度は464名いらっしまったので、こちら39名減ったということになる。

一方、旧定義の待機児童数は、昨年度は100、今年は99だったので、1名減った。新定義上の待機児童数は昨年6であった。その中で今年度は7なので、1人ふえたといったところである。年齢としては、今年度1歳児に6名、2歳児に1名、合計7名待機児童が生じたといった状況である。

空き状況については、昨年度、家庭的保育の空き状況を含めると140いたが、今年度167ということで、空き状況が27ふえたところである。以上が3ページと4ページの説明である。

5 ページ目、地図のほうをご覧いただきたい。今、令和6年度と令和5年度の待機児童の状況を比較してご説明したが、令和6年度のこのエリア別で見たときの待機児童といったところをお示ししている。1番、地図の一番北側、上のほうは聖蹟桜ヶ丘エリア、右下におりていくと2番の永山エリア、左下、多摩センターエリア、左上4番、和田エリアとなっているが、この聖蹟桜ヶ丘エリアのところ、黒い人型の図で示しているが、聖蹟桜ヶ丘エリアで待機児童6人、左側の4番の和田エリアのところに待機児童が1人いて、合計7人いるといった状況である。

一方、家型の中に数字が書いてあるが、空き状況ということで聖蹟桜ヶ丘エリアは空き状況5人、右下の永山エリアは空き状況は41人、左下の3番、多摩センターエリアでは空き状況は85人、4番の和田エリアで36人と、空き状況を見ると南側のほうに集中しているといったところである。

○石山児童青少年課長 続けて6ページ目の学童クラブの4月時点での待機児童状況についてご報告をさせていただく。

施設定員は30施設の中で、昨年と変わらず1,921人の定員を持っている。申請で在籍になったのが1,754人である。

在籍児童が1,762人、待機児が168人である。20名以上の大きく待機児が出たところが東寺方小学校で35名、愛宕南、多摩第三小の子どもたちが通う愛宕南で24人、それから大松台小学校のところで26人、南鶴牧小で32人。大松台小のほうについては、南鶴牧小の子どもたちにも大松台のほうにちょっと流れたということで待機が出たということになっている。

一方、10人以上の空き定員がある施設もあって、永山学童、それから永山第二学童、永山学童が22人、永山第二が20人、こちらは第二小の学童クラブが11人、諏訪南が48人、落合第二が39人で、全体的には159人の定員空きも一方であるという状態になる。

待機児になった子どもについては、ランドセル来館の利用申請も受け付けていて、今の4月時点での利用が56人という状態になっている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○あらたに委員 保育園の状況なのだが、待機は去年も今年も1歳児が多いというのは、多分0歳児は今いろいろな会社のほうで育休を認めているということもあって、1歳のニーズが高くなっているなどというのはわかるが、昨年1歳児が199名だったのに対して、今年が181名で、18人減っている。去年の段階で待機がいたののだが、入所者数が18人減っているということは、1歳の枠が減っているということなのか。

○西幼児教育・保育担当課長 枠自体はそこまで大きくは定員のほうは変えていない状況である。詳細な要因については分析していないところである。

○あらたに委員 待機の数としては去年も同じ結果になっているので、もうちょっときちんと分析していただかないと、次の手の打ち方をきちんと考えられないといけないと思うので、よろしく願います。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、8番、学童クラブの臨時待機児童対策の状況について市側の説明を求める。

○石山児童青少年課長 学童クラブ、先ほど待機児の状況を申し上げたが、特に多く出ていた多摩第三小学校のところ、それから南鶴牧小学校。東寺方の場合は第三まで、令和3年に新たに第三を新設してということと、一ノ宮児童館、それから東寺方児童館のほうでランドセル来館を実施しているということで、多摩第三小学校と南

鶴牧小学校のところについて、放課後の見守りサービスということで、新たにこの緊急対策としてサービスを展開した。

幼稚園や保育園の一部の空間を利用し、指導員が見守りを行っている。場所が富士ヶ丘幼稚園が多摩第三小学校、こころ保育園が南鶴牧小学校の子どもたちを受け入れている。富士ヶ丘幼稚園については、幼稚園さんのほうで人の手当てがなかなか難しいということもあって、愛宕南の学童クラブ、同じく多摩第三小学校の子どもを受け入れている学童クラブの運営法人である、こぼと会さんのほうにお願いして運営をやっている。

一方、南鶴牧小学校のほうは全く同じ純心会、こころ保育園の純心会さんのほうでやっているといるという状況である。対象は入所決定した児童である。それから待機の児童ということで通知をして、受入れを開始している状態である。

富士ヶ丘幼稚園のほうについては、申しわけない。土曜日が閉園ということなので、月曜日から金曜日、こころ保育園については月曜日から土曜日ということで、幼稚園と保育園の行事等で開所できない場所、日にちもあるが、それ以外の日については、見守りサービスを展開している。

5月末時点での利用人数自体は富士ヶ丘幼稚園13人、こころ保育園が9人、6月に入ってから富士ヶ丘幼稚園のほうは2名ふえて、今現在は15名ということでやっている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 何かおやつのことをお聞きできればと思う。ちょっとおなかがすくのではないかなと思うが、やりくりされている感じか。

○石山児童青少年課長 おやつに関してだが、やはり学童クラブ、保育の時間、こちらは見守りだが、5時までという、成長期のお子さんなので、何かしらの補食は必要だろうと考えている。ただ、急遽こちら、見守り事業実施開始したということもあって、おやつ代のほうの金銭の授受についてまだ整っていないので、そういったものを整え次第、実施していくという方向で、それまでの間については、学校では出さない形で、おやつをランドセルの中に入れて持って来ていただくなどの対応をとっているという状態である。

○鈴木子ども青少年部長 今、集金の話が児童青少年課長のほうから説明があったが、本会議のほうでも、質疑、私のほうで答弁させていただいた。もう一つ要件として

アレルギー対策。緊急で行ったので、入所してアレルギーのチェックとかができてない状態で、おやつを提供すること自体が運営法人のほうからもリスクが高過ぎるということで、集金の方と合わせてアレルギー対策を講じた上で展開を始めるということでご理解いただければと思う。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは9番、令和6年度放課後子ども教室の試行実施について。市側の説明を求める。

○石山児童青少年課長 続けて、放課後教室の試行実施について、我々のほうで課題と思っていた2点について実施している状況について、ご報告をさせていただきなと思っています。

学童のほうは、子どもが登所しなかったりということがあると保護者の方に連絡があるが、放課後子ども教室についてはそちらはなかったもので、そういったものを課題として、入退室の管理システムを5月13日から稼働ということで導入している。アプリ名が「れんらくアプリ」というもので、スマートフォンなどで検索していただく出てくるアプリになる。

主な機能としては、まず、先ほど申し上げた入退室、お子さんが入室するときにQRをかざしていただくタブレットの画面、カメラ機能のところにかざしていただくと、入室したということで、アプリのインストールしていただいている保護者の方については自分のお子さんが入室したとか退室したという通知が来るものである。

また、昨日も結構大雨が降ったが、緊急時のお知らせ一斉配信ができるというものである。

それと3点目はおたより配信、こちらも通知ということで出す。

導入が先ほど申し上げたとおり5月13日で、5月末時点で連光寺小学校でアプリ入れていただいた保護者の方が59%、貝取小学校で51%という状態になっている。

次に、夏休み中の実施についてだが、昨年10月からスタートして、今年については、夏季休業期間中も入るので、各学校、この試行実施の2校については夏休み中も実施ということで、開室時間は9時から17時までということで予定している。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、10番、児童館の今後のあり方基本方針について、市側の説明を求める。

○石山児童青少年課長 資料はかなりページ数が多いのでよろしく願います。

児童館のあり方基本方針ということで、我々のほうで、児童館の今後のあり方をどうやっていくべきかというところで検討させていただいて、一定の成果という形で素案ができたので、ご報告をさせていただきたいと思っている。

まず、開けて2ページ目のところ、目次というところである。章立てとしては主に5章である。1章目が「はじめに」ということで、背景やこれまでの振り返りになる。

2章目が課題についてという話を展開していて、3章目で国の動向や近隣市の状況と、今後どういうふうにしていくのかという目指すべき姿について書いている。4章目で利用者の意見ということで、こちらはまた後ほど説明する。

最後に児童館の可能性について展開をさせていただくという全体の流れになっている。

まず、1章目の「はじめに」というところだが、一番最初に児童館の運営の理念を大きく書かせていただいた。平成15年に決定したものだが、市内を10のコミュニティエリアに分けて、10館の児童館を整備するという方針に基づいて設置を進めてきた。それで児童館は昨年50周年を迎えて、社会情勢や社会状況や地域社会も大きく変化したと思っている。

児童館については、今現時点、大規模改修とかそういったものが続いていくが、未来につながる分岐点と捉えて、多摩市の子どもや子育てをしている保護者を支援して、強く生きる力を持った子どもの育成にこれまで以上に力を発揮できるようにということで、既成概念にとらわれない思い切った再編、再配置を検討し始めたというものになる。

4ページ目のところで、児童館というのは何かというところについて展開をさせていただいている。今の児童館というのが18歳以下の全ての子ども、保護者に開かれた多摩市の未来を育む館として書かせていただいた。

よいところを5つに分類して書かせていただいている。1点目が、多摩市の児童館は、子どもの時間を大事にしているということで、効率や節約で追われる大人の時間

とは違う子どもの時期だけにある、子どもが自由に遊べる子どもの時間を守っていくということを上の柱に置いているということや、2点目、自分の意思で気軽に行ける場所、自由来館ということになるが、そういったことが書いてある。

3点目、大人の顔色を付度しないで、自由に体験ができるということで、児童館はうれしいことも、わくわくすることもたくさん詰まっている場所であることが大事だと考えている。

4点目、様々な年齢の子どもが、他者と関わり、大人の社会を模倣することで、社会的な役割を学んでいく場所と考えている。昨日までできなかったことを、大人ではなく友達と、助けてくれるのは大人だけではないというところを書いている。

5点目が地域の子どものを、地域の大人が育て、安全を守っていく場所として捉えている。日常的な地域の方々の交流を重ねて、目には見えないが、確かな関係性によって安心な子育て環境をつくっていると自負している。

次の5ページ目の真ん中から下、多摩市の児童館の変遷ということで、年表のような形にさせていただいている。1973年、昭和48年、50年ほど前だが、一ノ宮児童館が開館したところからスタートし、主に小学生の居場所としての遊育をやってきた。結構19年間、ここからずっとあるが、このときの児童館というと小学生というイメージがこのときの非常に大きく出ているかなと思う。

平成4年から幼児の時間という事業も開始したりとか、平成9年には中高生の事業も充実してきている。こういったところで児童館のところに、いろいろ大きく加わってきたのだと見ていただきたいが、平成23年、ちょうど東日本大震災のあった頃だが、一ノ宮、唐木田児童館中心に中高生の重点化ということで、19時まで開けている。時間が延びた。平成27年、2015年には、一ノ宮、永山、唐木田児童館が地域の子育て支援拠点となるということで、こういった事業が加わったと見ていただければと思う。

児童館というのは全ての子どもたちが自由に利用できる施設ということで、児童館に行きたいと、自発的に思ってもらって、たくさん子どもたちに選ばれるような、魅力あふれる施設でなければならないと考えている。ただ、いろいろ、先ほどの年表の話で申し上げると、児童館はその時代時代の行政需要とか、地域社会の要請に応じていくために、少しずついろいろな役割を背負ってき

たと思っている。

それに伴って、かつての児童館が運営の最も基本としていた、地域の全ての子どもを対象にした健全育成という本分も少しずつ弱まったのではないかと考えている。そういったものをちょっと展開しているので、また、読んでいただきたい。

8 ページ目のところ、2-2 の児童館の現状では、市内のマップで中学校区に1館ずつぐらいあると見てとれるかなと思う。学校が終わったらふらっと友達と遊びに行けるという、普通の子どもたちのための場所ということで考えて配置されている。

あと、9 ページは事業の内容について、子育て支援事業と子育て支援事業ということで書いているが、見ていただきたいのが10ページ目のところ、グラフが出ているかと思う。先ほども申し上げた児童館が事業の拡大とともに、事業対象者の範囲を広げてきた。こちらのほうのグラフで見ていただくと、年少人口の人口推移の変化をずっと書いている。線で下り坂で子どもの数が減ってきている。

一方、児童館の来館者数というのはこの棒だが、かなりぐっとふえてコロナ禍のときにぐんと減ったが、またちょっと今回復傾向にある。この辺り年表と比べて見ていただくと、この事業が始まった頃に児童館の利用がぐっとふえているなということが見えると思うが、多摩市の児童館の課題をその後に5つに分けて述べている。

その中で、11ページの④のところなのだが、10の児童館が、地域の子育て支援の拠点事業の展開の有無にかかわらず、乳幼児の専用スペースを設けた。児童館を建設した時期には想定していなかった空間、機能を使ったことで、小学生以上にとっては、これまで利用できたスペースが極端に狭くなった。また、年齢に応じた活動が存分にできなくなったという面が、こういったところの一方である。利用は伸びているが、こういった課題がある。

また、中高生があらひのままの自分でいられて自己表現が自由にできるというためには、年少児童に気兼ねすることなく過ごせて、受け止めてくれる大人がいる場所が必要であり、中高生の多様なニーズに応えられるような施設整備が望ましいと思っているが、それになっているかというそういった状態ではないかと考えている。

続いて、12ページでは国の動向について書いてある。国の動向のほうでは、全ての児童館が機能を果たす基本的役割とか、発展的な機能の役割を整理して、児童館を種別、基本型、機能強化型の類型で再編することが望ま

しいという課題が、こちらの専門委員会でも記載がある。

他市の近隣市でいうと調布市は、児童館の中で、東西南北の真ん中に基幹を置くような考えであったり、日野市で言うとも市域を4つに分けて、その中には4つに基幹を置くというようなスタイルをとっていくというのがこのところの変化である。

次に、13ページのところでは小学生の放課後の居場所変化ということで、先ほども申し上げたが、放課後子ども教室、学童クラブ事業が多摩市では50年。保護者が今よりも安心できるということで、小学校内に学童保育施設の設置要望を望む声が高まったという変化があつて、今後もさらに学童クラブの校内化が進んでいくだろうし、放課後子ども教室、こういった週5日の実施が実現していくと、小学生にとって児童館の求める役割や需要も変化していくのではないかと考えている。

次に、14ページだが、先ほど乳幼児の部分である。地域の子育て支援拠点事業や利用者支援事業の今後のあり方についても、市内の保育所や幼稚園、そういったところと連携しながら事業展開をすることで、役割の見直しというのを検討を進めていくことが必要かと書いている。

次に、第3章のところで、これからの多摩市の将来像ということで、多摩市の児童館についても4種類に分けて書いてある。

15ページのところ、(1)が基幹となる児童館というスタイル。地域の児童館を支援したりとか児童館に通いにくい地域、逆に手を伸ばしていくような移動児童館の展開ができるような、もう少し大きくゆりのある児童館。それから、地域の児童館は地域特性、子どもの特性に応じた催し、実施強化ができるようなところを考えていく。(3)のところでアウトドア特化館、16ページである。基幹となる児童館の役割を担うだけでなく、野外活動や自然活動、アウトドアに特化した児童館。それから(4)が中高生の専門館というものを考えてみた。ただ、これはいきなりはできないので、次の17ページのところ、5年以内に目指す姿ということで、現在から5年以内の目指す姿をここから展開している。

18ページのところがロードマップとしてはわかりやすいかと思うので、そちらでご説明させていただくと、まず、豊ヶ丘児童館だが、今現在、豊ヶ丘小学校に比較的近く、貝取小の子どもがなかなか通いにくい。できれば、貝取学童クラブを豊ヶ丘小学校の中の敷地内に校内化して、貝取小学校、豊ヶ丘小学校、両エリアからバランスのいい場所で児童館展開をしたいと考えている。

豊ヶ丘の複合施設内で今まで児童館として運営してきたが、子育てスペース、多目的な場所を設けていただいて、そこに手を伸ばしていくというような事業運用できないかと考えている。

また、東寺方の児童館については、多摩第二小の放課後子ども教室の週5日実施を展開したりとか、東寺方小の週5日の実施をしていくということを考えていくことで、東寺方児童館、愛宕児童館をできれば統合し、よりわくわくどきどきできるような、市域全体から来たいと思えるようなアウトドアに特化した児童館、センター機能を持った児童館に変えていきたいと考えている。

第4章のところでは、利用者、保護者の意見ということで、こちらについては、昨年6月から今年1月にかけて、いろいろなところで50周年記念事業や展示事業をやってきた。そこで児童館に対する声をいろいろいただいているので、そちら資料編のほうに展開させていただいている。

第5章は児童館の可能性ということで、これは利用者の方、子どもや保護者の方からいただいた話、困ったことがあったら児童館に行けばいいのだとか、児童館に行けば何とかしてもらえると考えて児童館に駆け込んできたというような話がいろいろ載っているの、こちらは読みいただければと思っている。

最後に22ページ、「おわりに」というところである。非常にありがたい話だが、私には苦しいときに頼れる「第二の家」がある。そこにはいつも明るく私を迎えてくれ、癒やしてくれる。私にとって第二の家は児童館だという言葉を読んだ。よくサードプレイスということはあるが、第二の家というのはそれよりもさらに身近でかけがえのない存在として捉えていただいているというあかしだなと受け止めていて、こういったうれしい言葉がある。

これからも、児童館の機能役割という部分は少しずつ社会の要請や地域の要請に応じて変わっていくと思うが、子どもたちにとってこのような言葉をもらえるような児童館であり続けたいと考えての提案である。

最後、資料編だが、こちらについては児童館の条例とか、あと各児童館の特徴、館長が書いているのでこういったものを載せさせていただいている。

あと先ほど申し上げたアンケート、市民、子どもたちや保護者の意見もあるので、そちらもまた時間のあるところで、よく読みいただけたらと思っている。

○鈴木子ども青少年部長 少し追加でご説明する。今、

中身については、児童青少年課長のほうから説明をさせていただいたが、まず、この児童館のあり方基本方針を定める経緯、それから、今後の進め方についても併せて常任委員会の皆さんにはご報告をさせていただく。

まず、こちらについては、従来から議会の一般質問の答弁でも少しお話をしているが、私も児童館の出身である。30年も前から児童館をこれからどうしていくかというのは、常々当時、児童課あるいは児童館の館長、職員たちの間で話がされてきた。なかなかドラスティックに変えていくみたいなのところというのは成就せずに、ここまで児童青少年課長が年表などを含めてご説明させていただいたとおり、時代の要請を受けて、市民の要請を受けて、どんどん、いろいろな事業を盛り込んできた経過がある。

ただ、一方で遅々として進まなかったのは施設の更新、連光寺児童館含む連光寺のコミュニティ会館が2年ほど前に改修が終わったが、30年ほど前に、私が市役所に入ったときもあと2年ぐらいで建て替えだからという話があった。ただ、やはり施設に手を入れていくということは利用が一定止まったりだとか、コストの問題もある。そういうことを含めてやはり長い時間がかかってきた。

今、児童館を見渡すと、やはりそれぞれの施設がかなり老朽化をしている。市役所の話、総合福祉センターの話、コミュニティセンターの話、様々大人向けの話が進んでいるが、やはり児童館も一定程度目星をつけてというか、目標を持って進めていく必要があるだろうと。

ただ、今の社会状況、それから、財政状況を考えると、児童館のこれは館長会で実は原案をつくってもらった。もちろん私たち部長や課長や理事者の思いというのは館長会に伝えた上ではあるが、現場で子どもたちと向き合っている館長さんたちが、現場のほかの職員なんかとも意見を交わしながらまとめたものである。

こちら、5月の行革本部の中で、市の基本方針素案ということで決定したものを本日お示しをさせていただいている。先日の総務常任委員会でも行政管理課から報告をさせていただいているが、今後、こちらについては素案という形で、市民説明、地域説明もさせていただいた上で、本年度、できれば年内を目指したいところだが、市民の皆さんと一定の合意形成をした上で、市議会のほうにもご報告をさせていただきたいと思っている。

議決案件ではないが、経過については、この子ども教育常任委員会を通じて、定時でご報告をさせていただきたいと考えている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 多摩市がこれまでこの児童館を大切にしながら子どもたちに向けて支えてきたと、非常に評価もしている。私、小さい頃にいた地域には児童館がなくて、多摩市に来てこういった形で目にして、本当にすばらしい取り組みだと評価もしている。再配置の中で言うと、東寺方児童館が愛宕児童館と統合ということなのだが、そうなってくるとこのエリアがやはり分布を見ても、空白になりかねない。

また、この地域で言うと病院の問題もあるし、戸建てがふえて子どもがふえてきているという状況もある中で、きちんとフォローアップしていけるのかというのは、私はこの地図を見る限りでは、率直に言って少し不安に感じる部分があるし、こういった形でこういうことを今後考えていくのかということと、あと、本当にここを統合して、地図で見れば平面だが、高低差なんかも考えると子どもたちがこの地域から、例えば愛宕のほうに行くと、なかなか大変なところがあるのではないかなと感じるが、その辺は今、現状どのようにお考えなのか。

○鈴木子ども青少年部長 今、大くま委員からあったお話については、庁内、市長も含めて議論する中でも当然に出てきた部分ではある。ただ、今10館を全てそのまま更新するという状況には財政的にもなかなかないことと、そこにこだわり過ぎると連光寺のとき、先ほど引用したが、20年、30年そのまま、今の子どもたちは今しかないわけである。

やはり今の子どもたちが求めている環境といったところに早く応えていきたいといったところも正直あるとともに、時間が限られていたので課長もはしょって説明をしたが、本文の15ページ、16ページあたりに示させていただいているが、児童館の類型といったところで、今まで多摩市の児童館はコミュニティセンター併設の児童館もあるし、単独の児童館もある。ただ、コミュニティセンター併設と単独児童館の位置づけ的には、これまでこちらの児童館にはこういう機能みたいところは持っていなかった。もともとは児童館には本館学童クラブを併設して、分館学童クラブと全て直営でやってきた経緯がある。それでの施設配置と。

ただ、今般は、学童クラブについては校内化の流れがあり、社会福祉法人さんにお任せをしている。放課後子ども教室もこれからさらに充実をしていくという中で、やはり児童館というあり方を館長たち含めて私たちも考えさせていただいた中では、児童館を統べるような児童

センターというのだろうか、統括する施設がやはり必要ではないか。職員も手厚くついている、あるいはノウハウのあるベテラン職員がそこにいて、新人職員が配置されれば研修もできる。

そういうことを考えたときに、今これ素案だからご理解いただきたいが、愛宕児童館が老朽化も進んでいるということと敷地が非常に広いということ、それから、大くま委員から言われた、和田、愛宕、東寺方側からのアクセスが悪いのではないかと。ただ、道路は愛和小の入り口と同じ側のほうにも敷地が面しているので、ここは建て替えができれば、下側から和田地区からもエントリーできるような形で児童センターとして設けたいと考えている。

東寺方地区のお気持ちというのは全く無視する話ではもちろんないし、これから協議をしていくわけだが、桜ヶ丘児童館のカバーエリアでもあるし、一ノ宮児童館のカバーエリアでもある。それから、大栗川・かるがも館もできた中では、愛宕の児童センターから出前児童館、あるいは桜ヶ丘、一ノ宮からもアプローチができると考えて、今回の案を示している。

○大くま委員 これからその不安をもとに、市民の皆さんとも話をしながら進めていくということで、その点のご説明いただいたが、今、子どもたちの居場所の選択肢をふやしていこうと、委員会の中でも検討、研究をしていこうということになっているが、学童クラブの校内化や放課後子ども教室、その取り組み自体も一定評価をしているが、学校の中で、保護者としては学校から移動せずに学校の中にももらえば安心だということがある反面、子どもには学校にあるから行けないのだというような子どもを実際にはいるわけである。

それとあとはもちろん現場でご覧になられていると思うので、そういったことも含めて、市民の皆さんと話をしたい。いっていただくことが必要なと、これは私の意見として述べておきたい。

○あらたに委員 全体的な子どもの居場所として、もうちょっと一目でわかるような資料があると、もっと説得力があるのかということがあるのと、多分、今人口統計で例えば諏訪一丁目に18歳以下が何人いるとか、簡単に拾える。そういったデータなんかも抱き合わせて、見せられるようにしておいたほうが、説得力があるのではないかという気がしていた。

エリアの中で、子どもがこれだけいるところで、どのくらいの数の子どもの居場所を用意されているという形

の見せ方をしないとイケないのではないかという気がしている。

○鈴木子ども青少年部長 ありがとう。先ほどの大きく委員からのお話も含めてになるかなと思うが、基本的には居場所といったときに、学童クラブはもともと児童館と一緒に学校の外につくってほしいという市民のニーズがあってつくってきたが、今学校の中にある。放課後子ども教室はその名前のとおり、学校の敷地を使って活動するものなので、ベーシックにあるルールは学校のルールである。

なので、例えばゲーム機の持込みとか、ちょっと駄菓子屋さんで買ったお菓子だとかジュースだとか、いわゆる学校に持ってきてはいけないものというのは、放課後子ども教室の学童では、それを使った遊びが展開できない。30年前、私が児童館にいたときもそうだったが、児童館も少しそういう色が当時あった。例えば模型だとか、持っている子、持っていない子が出るものはあんまり持ってきてはいけない、それは今も基本は一緒だと思うが、ただ、そういう子どもたちをいわゆるショッピングセンターとかの商業施設あるいは繁華街に押し出すことがいいのかというあたりが、当時議論された記憶である。

今、児童館の中ではゲーム機を持ってきても、通信環境はあまり充実してないが、子ども同士、通信をしていたとか、あるいは学校のタブレットを持ってきて勉強を教えられたり、一緒に宿題したりということも展開をされている。なので、学校と違う選択肢ということで児童館は充実していく必要があるという考えがベーシックにあるということが1点。

もう一つは、今あらたに委員からご質問いただいたところの、まさに人口推計だが、今後進めていく中ではしっかり我々も確認をしていきたいとご助言として受け止めさせていただく一方で、今回のこの計画を短期的な計画で出させていただいたのは、長期的に見据えると結構身動きがとれないなというのが議論してきて、要はニュータウン再生まで見据えると、今子どもが少ないところも、我々とする子どもが戻ってくる前提になるので、今どうなのか、それからここ数年どうなのか。今、子どもたちがどう過ごしているのかというあたりは考えなければいけない。もちろん現状値だけということではない。その辺の指標というのは教育委員会とも連携をしながらだが、児童推計みたいなものも持っているの、ここで共有しているのが向こう6年間ぐらいの各小学校の在籍

児童数、そうすると中学校の在籍児童数も当然はじかれるので、児童館のカバーエリアというところとかぶってくる。

あと、乳幼児については、まさに人口推計、人口統計を見てということになると思うので、ご助言ありがとうというお返事になる。

○岩崎委員 こういうハード面とともに、ソフト面というか、人材が少し不安なところがあるのではないかなと、こちらとして勝手に思っている部分もあるが、やはり今までの児童館のこともわかっている方たちが、今のことも一緒に考えていく方たちを育てつつ、児童館の職員として、子どもと寄り添う形になっていただくと、このようなことは、こちらには含まれていないという感じなのだが、そのところは別の考えで進めているのかをお聞きする。

○鈴木子ども青少年部長 先ほどご説明した中で、こういう児童館の今後の方針みたいものを繰り返し練ってきたという中で、なかなか市民、市議会にご報告できるところまで庁内で熟さなかったというところの一つに、もともと学童クラブと児童館と合わせて市の職員が、私も学童の職員だったが、児童厚生員という形で置いていた。

皆さんご案内のとおり、学童クラブが嘱託職員を導入し、その後、社会福祉法人へ段階的に委託になって、今は市の直営の児童厚生員というのは児童館にのみいる状況である。

どうしても今後のあり方というものをまとめていくときに、職員をこれだけ配置するとか、正規職員こうしていくみたいなどころになってくると、どうしても人事の要素が入ってくるので、定数の話や任用の方法も当然、10年前、20年前に会計年度任用職員さんという制度ができるということは誰も予想していなかったわけで、今回、職員の配置については、この計画からは逆に抜き出して、ここには書かれていない。それは人事当局で、しっかり必要な人員というのは我々も要望していくし、つけていただく。

ただ一方で、今岩崎委員がおっしゃったように、児童館のノウハウというものがコロナを中心に、例えば児童館の館内キャンプ、あるいは、以前であれば奥多摩地方のほうに各館あるいは合同で中高生キャンプみたいなものやっていたが、私も、二十七、八年ぶりに戻ってきて、予算がないのだ、予算がないというのは要は計画をしてないのだ。今年度やりたいと思ったが、やはり今岩崎委員のご指摘のとおり、ノウハウが少し失われて

いる部分がある。

その辺も、先ほどの大くま委員あるいはあらたに委員からのご質問があったように、特に、愛宕の児童センターみたいところを拠点にして、様々なベテランの職員あるいはこれまでの歴史的な経験なんかも含めて、若い職員、児童厚生員にノウハウを継承していく、そういう活動も並行してやらなければいけないというのは私たちの認識である。なので、やはり児童館を動かしていきながら、子どもたちのニーズをしっかりとキャッチアップをして、必要な職員を育成していく、そういうふう考えているところである。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、11番、第二次多摩市教育振興プランの更新について、市側の説明を求める。

○城所教育振興課長 それでは、第二次多摩市教育振興プランの更新についてご説明する。資料1ページ目をご覧ください。

第二次多摩市教育振興プランは、10年間の教育目標、基本方針を定めている。策定当初から、令和2年から6年までの5年間に取り組む施策を示しているが、本年度をもってこの取り組むべき施策が満了することから、令和2年度以降5年間に取り組むべき施策を定めるために、現プランの更新を行う。

1番の経緯をご覧ください。平成18年12月に教育基本法が改正され、地方自治体に教育の振興のための基本施策である教育振興基本計画の策定が努力義務をされた。このことを受けて、国や東京都の教育振興基本計画や多摩市の総合計画などを踏まえ、初めて、平成22年3月に多摩市教育振興プランを策定した。その後、令和2年に、現在の第二次教育振興プランを策定している。

2番の計画の位置づけである。ポンチ絵も一緒にご覧いただきたい。第六次多摩市総合計画である。その下に、施策AとCがある。そこにに基づき、我々多摩市教育振興プランを策定する。なお、教育委員会で策定される様々な計画は、この第二次多摩市教育振興プランにひもづくものとなる。

次ページへお進み願う。更新の進め方である。下に図がある。まず、第二次多摩市教育振興プランは教育目標、基本方針、基本施策の3階層で策定されている。今回の更新は中間見直しであることから、図上の右側になるが、

左側の教育目標と基本方針は維持させていただく。しかしながら、今回具体的な事業と密接に関係する基本施策、点線で囲んでいる部分であるが、こちらについて、見直しを行っていただければと思っているところである。

次ページをお願いする。4番の検討委員会と5番の関係機関との情報共有、調整について併せて説明させていただく。

まず、教育部長を委員長として、教育部内の全ての部課長により更新検討委員会を設置している。また、学びあい育ちあい推進審議会などの附属機関や、小中学校長会へ意見照会を行い、パブリックコメントも実施している。

最後に6番、スケジュール概要である。既に諮問機関等へは、概要説明や意見照会は終了している。なので、4月から11月にかけて、教育委員会定例会において協議会を行い、内容を精査していき、11月に原案を教育委員会の定例会に決定し、1月にパブリックコメントを実施し、2月に教育委員会定例会において検討してきた第二次多摩市教育振興プランを決定し、庁議へ報告し、その後、皆様にご報告差し上げ、令和7年4月より更新の振興プランに基づいた教育委員会の施策を実施していればと思っているところである。

○本間委員長 市側の説明が終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、12番、日野市・多摩市の「多様な学びの場構築広域連携事業」について、市側の説明を求める。

○伊藤公民館長 公民館のほうから、今年度新しい事業を開始したので、ご報告させていただく。資料は協議会の12をご確認いただきたい。

目的としては、学校へ通いづらい子どもたちや居場所を見つけづらい大人たちなど、多様な人たちが交流しながら自分自身をつかみ、その能力を発揮できる学びの場づくりにより市民の暮らしを豊かにすることを目的として、日野市の公民館と多摩市の公民館が連携し、この地域資源を広域的に活用しながら様々な事業を展開する。

事業内容としては、期間は今年度令和6年度から令和8年度の3か年、市長会の2自治体以上の広域連携活動事業の助成金を活用して実施する。

内容としては、地域住民や団体と協働しながら、日野市及び多摩市の地域資源を活用した探求プログラムを企画し、参加者に対して多様な学びの場を提供することで、

子どもたちの興味関心を引き出すとともに活動の場や居場所とする。

こちらプログラムの受ける対象としては、不登校や学校に通いづらい、また、居場所がないと感じる子どもたちだが、居場所を見つけづらい、ひきこもりがちな大人の方たちにもサポーターの立場として広く参加を促していきたいと考えている。また、今回は学校教育ではなくて公民館の社会教育の視点から、居場所の一つになるための事業展開としていきたいと考えている。

2 ページ目である。この U L T L A プロジェクトの U L T L A というのは左側なのだが、学びの最適化とアセスメントを通じた個性の開放の頭文字をとって、地域の資源、様々な体験プログラムを通じて自分らしい学びをつくるステップを育むとともに、地域資源、地域の参加を広く促していき、公民館の主の目的である地域のつながりの形成を図っていききたいと考えている。

こちらのプログラムは、2021年から鎌倉市が先行して実施しているものであるが、鎌倉市では、海や森という資源があって、この2つのプログラムを実施している。日野市・多摩市もこの鎌倉市を参考にしながら、日野市・多摩市らしい地域資源を生かした事業展開を図っていき、様々な体験、経験を子どもたちにしてほしいと考えている。

3 ページ目である。この3か年のスケジュールだが、今年度1年目は準備期間、ベースづくりとする。例えば、リサーチラボの立ち上げとしては、地域で活動する市民数名をコアメンバーとして、ラボを立ち上げて、来年度以降の実施に向けて企画運営ベースづくりを図っていききたいと考えている。

同時に、プログラムの実施場所とか、関わってくれる人材、市民や事業者を今年度、資源調査をしていききたいと考えている。また、プログラムに向けて、子どもたちの自己や学びの特徴、特性の把握の方法とか、家庭や学校との共有方法についてシステムの構築を図っていききたいとしていく予定である。

3年目はプログラムを実施していく。実施においては学校や家庭へのフィードバックをさせていただく。3年目は総括として、事業を取りまとめるとともに、振り返るとともに、4年度以降の事業展開について、例えば既存の制度に活用できる成果を残しつつ、今あるあたご S p a c e などのプログラムに引き継いでいながら、還元していきたいと思っている。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 今年準備期間ということのようだが、今どのぐらいの年齢層の子どもたち、サポーターの方が幅広いと思うが、子どもたちを対象にしようとお考えになっているのかというところが1点と、この予算のところにある多摩・島しょ広域連携活動助成金の活用ということだが、これは3年限りなのか、例えば継続して行ったときに利用できるものなのか、その2点を確認したい。

○伊藤公民館長 1つ目の年齢層なのだが、鎌倉市では、小学校4年生から中学校3年生を対象としている。というのも、鎌倉市の場合は学校教育側がこのプログラムを主催していて、プログラムを通して例えば理科や社会、歴史に通じるようなプログラム展開をしている関係でこのような年齢となっている。

多摩市においては、来年度実施に向けて、日野市とも協議しながら、対象年齢を社会教育の視点からだが、考えていきたいと思っている。

2点目の助成金なのだが、3か年の連動限度が500万なのだが、基本的には3年度限りになっている。4年度以降は2分の1補助が出るが、4年後以降の展開については、こちらも日野市と協議しながら実施するかどうか検討していきたいと考えている。

○あらたに委員 運営の株式会社スペースというのか、これは鎌倉市のことも請け負ったということで、何となくこの資料で読み取れるが、ほかを請け負っている自治体とかはあるか。

○伊藤公民館長 2021年から鎌倉市を請け負っているが、今年度から名古屋市も受けている。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13番、令和7年度使用多摩市立中学校教科用図書の採択について、市側の説明を求める。

○山本教育部参事 資料13をご覧ください。

多摩市立中学校では、令和7年度以降、4年間使用する教科用図書を今年度中に全ての教科、10教科において採択をする。採択に当たっては、資料1ページの同要綱第2条第2項に基づき、中学校長、副校長、学識経験者や保護者で構成をする選定協議会を設置をし、文部科学省検定教科用図書について協議を行い、意見を付して多摩市教育委員会に対し答申をいただくこととしている。

また、協議に必要な資料を得るため、資料2ページ、第2条第3項に基づき、調査委員会も併せて設置をする。

今後の予定だが、資料3ページをご覧いただきたい。
さきにご説明をした選定協議会及び調査委員会の開催を
随時行うとともに、各中学校、及び資料8ページのとお
り、市内図書館において見本の回覧を行い、7月下旬
までに教育委員会に対して答申をいただく予定である。

また、資料9ページをご覧いただきたい。令和4年4
月に施行された子ども・若者の権利を保障し支援と活躍
を推進する条例の理念に基づき、中学校全生徒を対象に
アンケートを実施し、生徒の意見も採択の過程に反映さ
せていく。その後、8月の定例教育委員会において採択
を行い、東京都教育委員会に報告をしていく。

○本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 この子どもアンケートは、教科ごとの思い
というのが、この教科はこういうふうになったらいいな
というのはあまり関係なく、全体のという思いでそちら
がつくられていくのか。

○山本教育部参事 アンケートについては、今、ご質問
者からもあったように、特定の教科を絞ってということ
ではなくて、教科書全体について質問項目を設定をして
いる。なお、特定の教科について、もし意見がある場合
は、自由意見欄も設けているので、そういったところで
も、意見を表明できるようにしているところである。

○本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれ
で終わる。

この際暫時休憩する。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○本間委員長 休憩前に引き続き協議会を開く。

次に14番、行政視察についての件に入る。

今年度の子ども教育常任委員会の行政視察の実施につ
いて協議したい。

まず、視察の実施の有無について確認し、実施する場合
には日程、目的や内容、候補地などを協議したい。

ここで協議会を休憩する。

午後1時00分休憩

午後1時20分再開

○本間委員長 それでは、協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんの意見を踏まえ、視察の日程に
ついては、希望日として10月21日から23日まで、予備日と

して10月の15日から18日までを予定したい。視察地が決定
するまでの間、各委員のご予定を空けていただくようお願い
する。そして、視察の候補地についてだが、最終日まで
に、各委員から提案をまた受け付けさせていただく。

各委員から候補地の提案がない場合は、今出していただ
いた中で、正副委員長に一任していただくことでよろしい
だろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○本間委員長 では、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後1時20分再開

○本間委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後1時20分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長 本 間 としえ